

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1 教育研究に関する目標を達成するための措置**(1) 教育内容等に関する目標を達成するための措置****① 入学者選抜の改善**

- ・入試室において、入学試験運営委員会などを運営し、全学的な入学者選抜の企画・推進を図る。
- ・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について、必要に応じて修正を行うとともに、ホームページ等により広く周知を図る。
- ・学部入学者選抜については、学部の特性に応じて、推薦入試や海外から帰国した生徒、社会人、障がい者、外国人などを対象とした特別選抜入試を実施する。また、工学部（5学科）において、AO（アドミッション・オフィス）入試を実施する。
- ・学部の特性に応じて、短期大学や高等専門学校、四年制大学からの編入学制度を実施することとし、工学部及び人間社会学部において3年次編入学試験を、看護学部及び総合リハビリテーション学部において2年次編入学試験を実施する。
- ・大学院入学者選抜については、一般選抜入試の方法や試験科目を工夫するほか、社会人や外国人等の特別選抜入試を実施し、優秀な学生の受入れを促進する。

② 教育内容の充実・改善**ア 学部教育****(ア) 全学共通教育**

- ・総合教育研究機構において、全学を対象とした共通教育科目（教養科目、基盤科目）や専門基盤科目（専門基礎科目）を開講するとともに、看護学部、総合リハビリテーション学部において、専門基盤科目（専門支持科目）を開講する。
- ・教養科目では、学際的・総合的な判断能力、知的探究心や独創性、倫理観や人権意識などを養うため、現代的、人類的なテーマを設定し、複数の講師が担当する科目や討論・発表中心のゼミナール科目を開講する。
- ・基盤科目では、外国語科目、一般情報科目、健康・スポーツ科学科目など、基礎的な知の技術を習得する科目を開講する。
- ・理科系と医療系の学生に対して専門科目の基礎となる専門基盤科目を開講するとともに、「共通教育専門委員会」の「専門基礎科目部会」等において、基礎学力の向上と専門科目への円滑な接続のあり方を検討する。また、Webによる学習支援システムにより、学生の自主的学習を支援する。
- ・教育職員免許状、司書・司書教諭資格、学芸員資格に関わる資格科目を開講する。

(イ) 専門教育

- ・全学共通教育と専門教育の相互補完関係を明確にした履修モデルを入学生に説明する。また、大学院への進学者が多い工学部、生命環境科学部、理学部において、博士前期課程との連続性を考慮したカリキュラムをもとに、一貫教育を展開する。
- ・従来の講義型科目に加えてプロジェクト企画型や討論・発表型科目などを展開する。

工学部においては、デザイン型科目（創成型科目）を1年次の専門教育として実施する（9学科で開講）とともに、2年次以降もデザイン能力、創成能力を育成するための実験・実習・演習などの科目を全学科で実施する。

生命環境科学部においては、課題発見、問題解決能力や創造性等を涵養するため、学科の特性に応じて実習科目や演習科目などを開講する。

理学部においては、課題発見、解決方策の立案、遂行と続く試行錯誤的な問題解決へのプロセスを体験させるとともに、討論や発表を重視した総合演習などの科目を開講する。

経済学部においては、少人数で行う討論・発表型科目として、各種ゼミナールを全学年で開講し、これらの成果を最終的には卒業論文の作成に生かす。また、研究領域に応じて、学外の研究会・学会への参加、他のゼミとの討論会などを行うなど、ゼミナールの活性化を図る。

人間社会学部においては、少人数で行う討論・発表型科目として演習科目を開講し、卒業論文に結実させる。また、課題発見とその解決の能力を育むプロジェクト企画型の科目として、学科の特徴に応じて演習科目や実習科目を開講するとともに、現代的教育ニーズ取組支援プログラムの採択事業の取り組みとして、「堺・南大阪地域学」を開講する。

看護学部においては、演習・実習科目で事例研究など参加型授業等の展開を図る。また、平成17～19年度に採択された現代的教育ニーズ取組支援プログラムにおいて看護問題解決能力を育成するため平成18年度に開発した事例学習用のeラーニング教材を活用し、「eラーニングで学ぶ継続看護」を試行するなど参加型授業を実施する。

総合リハビリテーション学部においては、臨床実習などの科目において、事例研究の発表・討論を行うなど参加型授業等の展開を図る。
- ・学外実習を実施する。

獣医学科においては、大阪府環境農林水産総合研究所における牧場実習を実施する。

社会福祉学科においては、社会福祉実習、精神保健福祉援助実習などの学外実習を実施する。

総合リハビリテーション学部においては、臨床講師の称号を付与する制度や「臨床実習病院」の認定制度などの地域と連携した学習支援システムを活用した臨床実習など学外実習を実施する。
- ・学部3年（獣医学科4年）の在学で大学院に進学できる制度（飛び入学）を実施する。また、学則（平成20年4月1日施行）の規定に基づく、学部3年での卒業を認める制度（獣医学科を除く）の実施について、各学部・学科において検討を行う。

- ・日本技術者教育認定機構（J A B E E）の実施する教育プログラムの認定取得に取り組む。

工学部においては、化学工学科が平成 20 年度の申請に向けて取り組むとともに、電子物理工学科等の学科においては、平成 21 年度以降の申請に向けて取り組む。生命環境科学部においては、認定取得に向けた取り組みをさらに進め、緑地環境科学科が、教育・学習目標の達成度の評価方法や教育点検システムについて引き続き検討する。

- ・専門職種に関する国家試験について合格率の上昇を図る。

生命環境科学部においては、獣医師国家試験合格率 95% を目標とする。

人間社会学部においては、社会福祉士国家試験合格率 70%、精神保健福祉士国家試験合格率 90% を目標とする。

看護学部においては、看護職（保健師・助産師・看護師）の国家試験合格率 100% を目標とする。

総合リハビリテーション学部においては、理学療法士および作業療法士国家試験合格率 95%、管理栄養士国家試験合格率 90% を目標とする。

イ 大学院教育

（ア） 博士前期課程

- ・学部専門教育との連携を保ちながら、専門分野に関する高度な専門知識や関連学問分野に関する幅広い専門知識を教授する。

工学研究科においては、学部教育で行っている科目を基礎にして、専門的知識を教授するための科目を設定するとともに、幅広い専門知識を習得させるために、「特別演習」科目を各学年に開講する。

生命環境科学研究科においては、学部での基礎的専門教育との連携を保ちながら、高度な専門知識を教授するとともに、各分野における幅広い知識を修得させるために、「ゼミナール」科目を各学年に開講する。

理学系研究科においては、広範な専門分野において専門科目を開設し、学生に自分の専門分野ばかりでなく、関連分野の科目も受講させることにより、幅広い専門知識を教授する。

経済学研究科においては、高度な専門知識を教授するとともに、学部との連携を考慮し、より幅広い専門知識を修得させるために、主要分野について「基礎講義」を開講する。

人間社会学研究科においては、幅広い専門知識を教授するため、オムニバス方式の科目を設定するとともに、指導教員による「演習」と「特別研究」を通じて、専門分野に関する高度な知識を修得させる。

看護学研究科においては、幅広い知識や方法論を教授するための基礎教育と、高度な専門知識を修得させるための専門教育を実施する。

総合リハビリテーション学研究科においては、幅広い専門知識を教授するため、オムニバス方式の「特論科目」を設定するとともに、「特別演習」、「特別研究」を通じて、専門分野に関する高度な知識を修得させる。

- ・専門的課題についての研究能力を高めるとともに、論文執筆能力を培う。

工学研究科においては、指導教員による個別指導の下で、各専攻に設けられている「特別研究」により、問題設定・問題解決能力を培う指導を行い、「特別演習」により、学術論文や技術資料等の調査・分析能力、さらには論文執筆能力を培うための指導を行う。

生命環境科学研究科においては、大講座制の利点を生かした複数指導体制の下で、修士論文作成のための個別の研究テーマを設定して総合的な研究能力の向上を図る。また、「研究実験」「特論」等を開講し、研究を展開するために必要な調査、分析、論文作成能力等を養成する。

理学系研究科においては、指導教員による個別指導の下、「特別研究」を通じて問題設定・問題解決能力を培う高度で実践的な教育を行う。また、「特別演習」で研究資料の調査・分析能力、発表能力、論文を執筆する能力を高める指導を行う。

経済学研究科においては、指導教員による「演習」と複数の教員による「論文演習」を通じて、自らの研究を発表する能力、他の学生の発表を理解し批評する能力、論文を執筆する能力を高める。

人間社会学研究科においては、指導教員による「演習」を通じて研究能力、論文執筆能力を高めるとともに、「特別研究」、「特別演習」や「研究特論」などの科目を通じて、研究方法とその応用能力を修得させる。

看護学研究科においては、「理論看護学」「看護学研究法」などの基礎教育により、専門的課題についての調査・分析能力を培い、専門教育の「特別研究」において、論文執筆能力を高めるための個別指導を行う。

総合リハビリテーション学研究科においては、指導教員による「特別演習」を通じて、学術論文や医学、医療資料等の調査・分析能力、さらに論文執筆能力の向上を図るとともに、「特別研究」により、問題設定・問題解決能力を培う高度で実践的な教育を行う。

- ・日本語及び英語をはじめとする外国語でのコミュニケーション能力の向上を図り、学術報告の発表や討論を行う能力を培う。

工学研究科においては、国内外の学会における発表などを通して発表能力を高めると共に、全科目の25%の科目で英語による授業を実施する。また、外国語によるコミュニケーション能力に関するモチベーションを向上させるため、平成21年度入試（平成20年8月実施）より、全分野において、TOEIC等の外部試験結果を英語の成績として導入する。

生命環境科学研究科においては、「プレゼンテーション」等の科目により、課題研究についての実験計画や途中経過を英文でまとめて発表し、討議させることにより、プレゼンテーション能力を高める。また、国内外の学会発表や国際会議への参加を推奨する。

理学系研究科においては、修士論文発表会を専攻分野が関連する研究室や各専攻において開催し、発表する能力、発表を理解し批評する能力を培う。また、高度な外国語でのコミュニケーション能力の向上を図るため、招聘外国人研究者による講義やゼミナールを実施するとともに、外国の研究者による学術講演会を実施する。さらに、新規科目として「サイエンスコミュニケーション」を開講し、より一層の外国語によるコミュニケーション能力を培う。

経済学研究科においては、「外国文献研究」などの科目を通じて、英語能力を高める。また、「演習」、「論文演習」科目や授業以外でも、研究会や学会への参加を奨励することにより、コミュニケーションや討論の能力を高める。

人間社会学研究科においては、社会福祉学専攻や人間科学専攻現代人間社会分野において、異なる専攻・分野の学生が共同で研究・討論を行う科目を設定するとともに、大学院生の学会加入や学会発表を推奨することにより、学術報告・討論能力の向上を図る。また、フランスでの語学研修（フランス語）、ニュージーランドでの語学研修（英語）に加え、韓国での語学研修（韓国語）を実施する。

看護学研究科においては、「調査研究処理法」や「特別研究」における討論や発表などを通じてコミュニケーション能力を涵養するとともに、国内外の学会における発表を推奨する。

総合リハビリテーション学研究科においては、1年次に修士論文中間発表会を開催することにより、発表する能力や発表を理解し批評する能力を培う。また、国内外の学会における発表、特に国際会議の発表を奨励する。

- ・研究科・専攻の特性に応じ、高度な専門性が求められる職業に従事する人材を育成する。

経済学研究科においては、経営学修士（MBA）の養成コースで実践的な教育を展開する。また、サテライト教室（経済学専攻、経営学専攻）において、「戦略経営・法務」や「公共政策」学習プログラムを提供し、高度で実践的な教育を展開する。

人間社会学研究科においては、日本臨床心理士資格認定協会による一種指定校を目指す。

看護学研究科においては、10分野の専門看護師（CNS）の育成を図る。

（イ） 博士後期課程・博士課程

- ・専門分野に関する重要課題を認識し、普遍的価値のある問題を抽出し、それらを分析・総合・評価し、新しい知識を体系化する能力を養うために、すべての研究科において「特別研究」「特別演習」などの科目を開講する。また、優れた学術論文を執筆できるよう、充実した論文指導を行う。
- ・異文化に対する理解とコミュニケーション能力の向上を図り、国内外の学会、国際会議において論文発表や研究討論を行う能力を培う。このため、海外から著名な研究者を招聘し、講演会や討論の機会を増やすとともに、国際会議や学会での発表を奨励する。

- ・他分野の研究に対して視野を広げ、独創的な学問分野を開拓する能力を培うために、他分野の科目も履修できるようにする。

③ 多様な教育・履修システムの構築

ア 学部教育

- ・学部1年次から専門科目を開設するなど、学生の学習意欲を喚起するための方策を実施する。

工学部においては、1年次から専門科目を開設するとともに、演習・実験科目では少人数グループ編成とする。

生命環境科学部においては、1年次に少人数グループ編成による入門実習・ラボ演習や獣医学概論等の動機付け科目を開講するとともに、生化学、有機化学等の専門基礎科目を開講する。

理学部においては、1年次から専門科目等を開設するとともに、演習・実験科目では少人数グループ編成とする。

経済学部においては、1年次から「ミクロ経済学入門」「経営学」「簿記論」などの専門科目を開講するとともに、学生の積極性を養うため少人数による「基礎ゼミナール」を開講する。

人間社会学部においては、1年次から専門科目として入門科目、概論科目、原論科目等を開設し、科目の特性に応じて少人数編成を図る。

看護学部においては、1年次から専門科目を開設し、演習・実習科目では、eラーニング教材を活用して、学生の主体的・意欲的な学習を促進する。

総合リハビリテーション学部においては、1年次から専門科目、実習科目を開設するとともに、講義・実習を少人数により実施する。また、1年次から臨床実習の事例研究報告会や卒業研究発表会へも参加させ、学習意欲を喚起する。

総合教育研究機構においては、教養科目（教職科目等を除く）及び初修外国語（独仏中朝露）科目を少人数編成により開講する。また、討論・発表形式を取り入れた双方向の授業形態をとる教養ゼミナールを少人数編成により開講する。

- ・総合教育研究機構が実施する「初習生物」「初習物理」において、リメディアル教育（補習教育）を実施する。
- ・大阪市立大学、大阪商業大学及び南大阪地域大学コンソーシアム加盟12大学、並びに大学コンソーシアム大阪加盟大学44大学と単位互換制度を実施する。
- ・工学部、生命環境科学部、理学部及び人間社会学部において、インターンシップを正規の授業科目として実施する。
- ・ボランティア活動や国内外でのフィールドワークなど、実体験を重視した活動の単位認定において、共通教育専門委員会において具体的な検討を行う。

イ 大学院教育

- ・特別講義等の科目やオプションコースの設定などにより、先端的な研究成果を大学院教育課程に反映させる。

工学研究科においては、「21世紀COEプログラム」関連科目を開講し、「資源循環科学・工学コース」として設定する。

生命環境科学研究科においては、バイオマス資源の循環、動物構造機能学などの「特別講義」を開講する。

理学系研究科においては、先端的研究に従事している研究者を招聘し、短期集中形式の「特別講義」を開講する。

経済学研究科においては、「特別研究」や「演習」を活用して、先端的な理論や実践活動を教授する。また、授業以外に教員を中心メンバーとする研究会に参加させて、より高度な研究を促す。

人間社会学研究科においては、「特殊講義」等の科目を開講する。また、現代G Pなどの共同研究プロジェクトへの参加を奨励する。

看護学研究科においては、「魅力ある大学院教育」イニシアティブで開設した「看護学研究法演習」と「看護学研究方法論演習」を引き続き正規授業科目として開講する。

総合リハビリテーション学研究科においては、先端的研究成果や実践成果を教授する「特別講義」を、短期集中形式で開講する。

- ・工学研究科、生命環境科学研究科において、連携大学院制度を実施する。
- ・経済学研究科のサテライト教室（博士前期課程）において、社会人を対象として「戦略経営・法務」及び「公共政策」に関する実践的な教育研究プログラムを展開する。
- ・社会人のリカレント教育への需要に応えるため、理学系研究科、経済学研究科(サテライト教室)、人間社会学研究科、看護学研究科及び総合リハビリテーション学研究科において、社会人の院生に配慮した時期や時間帯での授業や研究指導を実施する。また、平成19年度に設置した森之宮サテライト教室（看護学研究科）に加え、新たに中之島にサテライト教室を設置し、社会人の院生を対象とした講義を実施する。
- ・高度な専門的・実践的知識を有する人材養成を目的とした専門職大学院の設置について、「公立大学法人大阪府立大学の将来像の構築に関する検討委員会」において、引き続き検討する。
- ・全学部において、講義・演習・実習などティーチング・アシスタント制度（T A）の積極的な活用を図る。また、リサーチ・アシスタント制度（R A）についても、プロジェクト研究等において活用を図る。

④ 適切な成績評価等の実施

- ・G P A（Grade Point Average）制度の趣旨を学生に周知するとともに、教育改革専門委員会を中心に、制度の成果等について検証する。
- ・特に成績が優れた学生には、表彰、大学院進学推薦や飛び入学資格の付与などを行う。

- ・指導教員や学生アドバイザー等によるきめ細かな学習指導、生活指導を行うとともに、新入生については、成績を保護者にも通知し、学生の学習状況について保護者の理解を深める。また、学習指導・生活指導の成果が上がらない学生への対応について、教育改革専門委員会において、GPAを用いた指導方法や退学勧告制度を含めた指導のプロセス等について検討を行う。

⑤ 適正な学生収容定員の検討

- ・本年度の学部、研究科における学生収容定員は別表のとおり。
- ・「公立大学法人大阪府立大学の将来像の構築に関する検討委員会(H19.10.17設置)」が平成20年秋を目途にとりまとめる成案の中で、次期中期目標に盛り込むべき教育研究組織のあり方(学部・学科等再編を含む)や適正な学生収容定員の検討を行う。

(2) 研究水準等に関する目標を達成するための措置

① 目指すべき研究の水準

- ・各教員やグループは、それぞれの研究目的、計画、内容、成果などを積極的にホームページに掲載する等、研究活動の公開に努めるとともに、各部局においては、その特性に応じて、学術誌の評価を活用し、より高い水準の学術誌により多くの学術成果を発表するよう努める。また、学長及び部局長裁量経費の活用により、特色ある教育研究や質の高い教育研究を積極的に推進する。
- ・学術論文の発表及び学術講演・学会発表について、水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。

工学研究科においては、学術論文の発表及び学術講演・学会発表について、前年度と同レベルの水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。

生命環境科学研究科においては、学術論文の発表及び学術講演・学会発表について、前年度と同レベルの水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。
理学系研究科においては、教員一人当たり原著論文(査読された欧文論文に限る)の発表件数の増加を目指す。

経済学部においては、学術論文及び学術講演・学会発表について、前年度の水準の維持・向上を図るとともに、発表件数の増加を目指す。

人間社会学部においては、学術論文の発表および学術講演・学会発表について、水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。

看護学部においては、学術論文発表は前年度と同じレベル、学術講演・学会発表件数については、件数の増加を目指す。

総合リハビリテーション学部においては、教員一人あたりの学術論文発表について2報を目指す。また、学会発表については、前年比の20%を目指し、国際学会の発表を前年と比べて増加させる。

総合教育研究機構においては、教員一人あたりの学術論文及び学術講演・学会発表について、前年度と同じレベルを目指す。

② 大学としての重点的な取組

- ・教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長（学長）のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分する。
- ・工学研究科、生命環境科学研究科、理学系研究科、産学官連携機構において、IT、ナノ、バイオ、環境などの研究について、重点的・持続的な推進を図る。特に環境問題の解決に向けて、全学的に取り組む。
- ・産学官連携機構において、17年度に採択した学内提案公募型産学官共同プロジェクト研究（研究期間：17年度～19年度）について、研究期間終了に伴い完了評価を行うとともに、新規プロジェクト研究の実施に取り組む。
- ・21世紀COEプログラムに採択された「水を反応場に用いる有機省資源循環科学・工学」の研究を、引き続き大学独自で推進する。また、国プロジェクトとして採択された看護学研究科「がんプロフェッショナル養成プラン」や人間社会学部「現代GP（地域活性化）」など、国のプロジェクトに適合した戦略拠点プロジェクト研究を推進するとともに、プロジェクトの新規採択を目指す。

③ 成果の社会への還元

- ・産学官連携機構を核として、民間企業や公的機関等との共同研究やライセンス移譲、地域の抱える課題に対する大阪府や府内自治体との連携を推進する。
また、大学のシーズ紹介フェア、産学官連携シンポジウムをそれぞれ年1回開催するとともに、他機関による技術マッチングフェア等への参加を年間20件程度実施する。
- ・総合教育研究機構のエクステンション・センターにおいて、環境、科学、文化、健康など府民ニーズの高い公開講座（27講座）を実施する。
- ・自己点検・評価の組織評価及び教員活動評価の評価項目に社会貢献を定め、自己点検・評価を通じて、教員の積極的な社会貢献を促す。

(3) 教育研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

① 教育研究体制の充実

- ・大学院研究科の部局化を一定の基準のもとで推進するため、教員の博士号の取得率や学生の大学院進学率の向上を図るなどの取組を行う。
- ・総合教育研究機構において、学部・研究科教員の協力を得て、質の高い全学共通の教養・基礎教育等を展開する。
- ・学部・研究科さらには大学の枠を超えた教員・研究者間の交流を促進するとともに、産学官連携機構において、産学官共同研究やプロジェクト研究を積極的に推進する。また、「21世紀科学研究所」を拡充して、学内の共同研究、とりわけ、観光や環境の分野において積極的に推進する。学部・研究科においては次の取組を行う。
工学研究科においては、工学研究科リエゾンオフィスを中心として、インセンティブ方策の活用などにより、外部資金の獲得の増加を目指す。また、他大学との連携、学内他部局との連携を積極的に行い、他大学との共同研究やプロジェクト型研究、分野横断型の研究プロジェクトを実施する。

生命環境科学研究科においては、国内外から客員教員を受け入れ、共同研究を推進するとともに、府立の研究機関及び民間企業との共同研究やプロジェクト型の研究を推進する。

理学系研究科においては、国際的な共同研究及びプロジェクト研究を積極的に推進するため、当該研究を実施する教員が研究に専念できるよう支援する。

経済学部においては、学会や研究会を通じて研究者間の交流を進めるとともに、学部長裁量経費を活用し、共同研究、プロジェクト型の研究を推進する。

人間社会学部においては、現代GP等により教員・研究者間の交流を促進し、共同研究・プロジェクト研究を推進する。

看護学部においては、実習病院との共同研究や療養学習支援センターにおけるプロジェクト研究を推進する。

総合リハビリテーション学部においては、学内外の共同研究、プロジェクト型研究を推進するための情報交換会を開催する。

総合教育研究機構においては、プロジェクト型研究を支援するとともに、国外や学内外の研究者との共同研究を積極的に推進する。

- ・ティーチング・アシスタント制度（TA）やリサーチ・アシスタント制度（RA）、博士研究員（ポスドク）制度など、大学院生や若手研究者の活用を図る。
- ・平成19年度に整備したサバティカル制度に関する規程を学内に周知し、制度の運用を図る。

② 全学教育研究組織の確立

ア 総合教育研究機構

- ・共通教育部門において、全学共通の教養・基礎教育の実施や資格科目の提供について、共通教育専門委員会で協議し、学部・研究科の協力を得て、その充実を図る。
- ・高等教育開発センターにおいて、学部・研究科と調整の上、教育改革専門委員会と連携し全学的な教育改革を推進する。授業アンケートを実施し、授業評価の適切な手法を検討する。また、相互授業参観制度（ピア レビュー）を引き続き実施するとともに、FDワークショップ、FDセミナーなどの実施、FD活動の普及のためのセンターニュースの発行など、全学の教育内容の改善と教員の教育力の向上を図る。さらに、大学設置基準の改正（FDの義務化）に対応し、新たに新任教員FD研修を実施するとともに、各部局のFD活動のサポートに取り組む。

総合教育研究機構においては、機構長教育奨励賞を設置し、授業改善を一層進めるとともに、科目グループごとのFD活動を進めるために各教室（科目グループ）でのFD研修を実施する。

- ・エクステンション・センターにおいて、学部・研究科の協力を得て、府民のニーズに対応した特色ある講座を体系的に提供する。また、府民ニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、今後の方針を検討する。講座の提供にあたっては、大学コンソーシアムで企画される連携講座に積極的に参加するなど提供方策の多様化を図る。

イ 学術情報センター

○ 図書館機能の充実

- ・学術情報センター図書館は、学生の学習・研究支援と電子情報サービスなど総合図書館として機能の充実を図るとともに、羽曳野図書センターをはじめ学部等の図書館では、専門図書等の資料の充実に努める。
- ・所蔵図書を調査し、資料的価値を失った図書の除却や新刊書への買い換えなどの整理を行う。また、利用者のニーズを踏まえた新刊書の購入や、学術雑誌のうち電子ジャーナル契約が可能なものの電子ジャーナルへの移行を図る。

○ 情報システム機能の充実

- ・キャンパスネットワークシステム、統合認証システム、統合運用管理システム及びポータルシステムを基盤システムとし、業務用及び教育用を統合した統合情報システムの運用管理を行い、教育研究における積極的な活用及び業務の適正化、効率化を図るとともに、平成 21 年 2 月に、情報教育システムをリプレイスする。また、情報セキュリティポリシーに基づき、本学の情報資産の適正かつ安全な管理を図る。
- ・統合情報システムの効率的な運営を推進するため、情報システム及び情報ネットワークに関する先端的な研究等の成果をもとに、次期統合情報システム及び次期キャンパスネットワークシステムの企画・立案、仕様の検討を行う。
- ・分離キャンパスにおける教育研究環境を段階的に整備するため、19 年度に試験導入した遠隔講義システムの本格運用に向けて、実施体制などについて関係部局と連携して検討する。

○ 学内外に開かれた情報拠点

- ・利用者サービスの向上を図るため、図書館利用オリエンテーションや電子ジャーナル利用者説明会等の実施やウェブサービスの周知・広報活動を充実する。また、本学の研究成果や活動を国内外に発信する機関リポジトリの構築について検討する。指定図書はシラバスの参考書と連携し、学習や研究に必要な資料の充実を図るとともに、学生選書会議による学生のニーズを踏まえた図書の選定などにより、全学の図書館・図書室の貸出冊数の増加を図る。(目標 11 万 8,500 冊)
- ・学術情報センター図書館を生涯学習や学術情報の拠点として広く府民に開放する。また、ホームページや地域の広報誌の活用、公開講座やオープンキャンパスなどの機会を通じた積極的な PR を実施し、府民登録者数は年間 4,000 人程度を維持する。
- ・学術情報センター大ホールの活用を促進するため、ホームページやパンフレットなどを活用した積極的な広報に努め、公開講座や学生行事等学内利用はもとより、広く府民の利用に供するように取り組み、利用回数が前年度より増加するように努める。

③ 学部・研究科附属施設の展開

- ・工学部の「生産技術センター」、生命環境科学部の「附属教育研究フィールド」及び「附属獣医臨床センター」、人間社会学部の「心理臨床センター」において、実験・実習施設として質の高い教育研究を目指す。
- ・研究成果の地域還元を図るため、人間社会学研究科の「女性学研究センター」等において、研究の促進や論集の発行、公開講座の企画などを行うとともに、「療養学習支援センター」において、看護援助プログラムの実践・開発・研究を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学生センターのワンストップサービス機能を充実するため、組織の見直しを行うとともに、羽曳野キャンパスの学生事務部門との連携を図りつつ、学生への支援を実施する。また、WEB学生サービスセンターを活用し、学生支援をより一層充実する。

○ 学習相談、生活相談、健康管理

- ・学生センターに設置した「学生総合相談室」を活用し、学生の日常的な相談に対応するとともに、WEB学生サービスセンターで、学生からの心の相談を含め、メールでの各種相談に対応していく。また、各教員が実施する「オフィスアワー」の情報をホームページで公開し、学生への周知を図る。また、学生委員会と学生アドバイザーの連携を強化し、学生へのきめ細かなサービスの提供に努める。
- ・平成21年度の健康管理センター（仮称）の設置に向けて、組織体制や設置場所など設置案の具体化を図る。
- ・学生アドバイザー等と連携し、課外活動の活性化支援、留学・ボランティア活動・住宅等に関する情報提供やセクシュアル・ハラスメント等の相談など、学生生活全般にわたる各種相談や学生支援を行う。
- ・入学志願者等に対し、オープンキャンパスや入試ガイダンスを積極的に展開する。高校等への訪問説明の実施、ホームページを活用した大学ガイダンスの案内や大学案内冊子の作成を行う。

○ 経済的支援

- ・各種奨学金制度に関する情報をホームページに掲載するとともに、掲示板に掲示して提供する。また、アルバイトの情報については、学内PCと掲示板を活用して提供する。さらに、電子情報掲示板などWEB学生サービスセンターの機能も活用して効果的な情報提供を図っていく。
- ・授業料の減額または免除の制度を実施する。また、民間銀行と提携した教育ローン制度を実施する。

○ 就職支援

- ・学生向けのキャリア・セミナーや保護者向けの就職ガイダンスを実施する。また、企業、団体が実施するインターンシップ制度などについて、積極的に情報提供する。

- ・卒業（修了）前の就職活動支援として、就職ガイダンス（年 12 回）や個別就職相談の実施など、きめ細かなサポートを行うとともに、学外での就職セミナー等の紹介や活用に努める。また、新たに留学生向け就職ガイダンスなど実施する。
- ・商工会議所、大学コンソーシアム大阪や就職支援サービス企業などとの連携により、幅広い就職関連情報の収集に努めるとともに、企業等への訪問などによる大学の P R 活動を積極的に行う。さらに、大学ホームページを通じての就職関連情報の内容の充実を図り、新規導入の「求人情報検索システム」を学生に周知し、活用を促進する。
- ・新たに未内定者向け合同企業研究会の開催等の就職支援の取組みを充実して、就職希望学生のほぼ 100% の就職率を目指す。

○ 留学生、障がいのある学生への支援

- ・留学生に対して、宿舍のあっせんなどの生活支援、奨学金制度の紹介による経済的支援を行うとともに、チューター制度の充実を図る。
- ・障がいのある学生に対する支援を行うため、ソフト・ハード両面の取組を推進する。学生センターにおいて、各学部・研究科や関係課と連携して、支援の必要な学生の状況を把握し、健康管理などの支援に努める。

2 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置

① 地域社会への貢献

ア 教育面での貢献及び連携

(ア) 社会人に開かれた大学

- ・経済学研究科のサテライト教室（博士前期課程）において、社会人を対象として「戦略経営・法務」及び「公共政策」に関する実践的な教育研究プログラムを展開する。
- ・社会人のリカレント教育への需要に応えるため、理学系研究科、経済学研究科(サテライト教室)、人間社会学研究科、看護学研究科及び総合リハビリテーション学研究科において、社会人の院生に配慮した時期や時間帯での授業や研究指導を実施する。また、平成 19 年度に設置した森之宮サテライト教室（看護学研究科）に加え、新たに中之島にサテライト教室を設置し、社会人の院生を対象とした講義を実施する。
- ・社会人特別選抜について、大学院では工学研究科、生命環境科学研究科、理学系研究科、経済学研究科、人間社会学研究科、総合リハビリテーション学研究科において実施する。また、学部では人間社会学部において実施する。
- ・科目等履修生制度を活用し、自らに必要な科目のみ選択して履修を希望する社会人の受入れを推進する。

- ・公開講座について、総合教育研究機構のエクステンション・センターにおいて一元的に取り組む。大阪の産業活性化や文化の発展、保健医療福祉の充実等に結びつく特色ある講座を、より体系的に提供することとし、統一テーマによるシリーズ講座「市民フォーラム」や授業公開講座「関西経済論」「堺・南大阪地域学」、体験参加型講座「セイフティ・ダイエット講座」など多様な講座や大阪府との連携による「アクティブシニア講座」を実施する。また、府民のニーズを把握した魅力ある講座とするため、アンケート調査を実施する。講座数については、27講座を目標とし、新たに設置する中之島のサテライト教室での講座開催や授業公開講座の拡充を図る。
- ・南大阪地域大学コンソーシアムなどの大学間連携によって提供される公開講座にも、エクステンション・センターを中心に、教育展開専門委員会で協議・調整し積極的に参画する。

(イ) 高等学校等との連携

- ・高大連携講座を充実させるとともに、開催時期等の見直しにより参加者の増加を図る。また、大学教員が高等学校に出向く出張講義について、高等学校の要望内容を吟味し、効果的な高大連携事業となるように取り組む。また、高大連携講座受講生が入学した場合の単位認定の制度について、高大連携推進委員会等において、引き続き検討する。
- ・新たに締結した「大阪府立大学と大阪府教育委員会の連携に関する協定書」に基づき、大阪府立大学・大阪府教育委員会連携協議会において、高大連携による取組を推進するとともに、高大連携推進委員会において、私立高等学校等との連携策（出張講義）を検討する。
- ・府内の高等学校・小中学校教員等へのリフレッシュ教育を積極的に実施する。
- ・社会人のリフレッシュ教育について、企業等との連携を図る。

工学研究科においては、企業との連携により、中小企業の後継者育成を目的とした「ものづくり経営者養成特修塾」において、カリキュラムの充実や講義に協力する。さらに、企業と工学研究科が連携して特別なプログラムを作成し、人材教育の支援を行う等「産学教育連携」を積極的に推進する。また、堺・泉北臨海企業連絡会との連携により、若手人材を共同研究員および科目等履修生として受け入れる。

生命環境科学研究科においては、企業との連携により、「食品産業人材育成特修塾」及び「食品バイオサイエンス・エンジニア養成特修塾」において、カリキュラムの充実や講義に協力する。

経済学部においては、企業との連携により、中小企業の後継者育成を目的とした「ものづくり経営者養成特修塾」において、カリキュラムの充実や講義に協力するとともに、産学官連携機構との連携により、地域の経済活性化に貢献する次世代経営者の育成支援策について検討をすすめる。

看護学部においては、大阪府看護協会と連携し、府下病院の看護職を対象として最新知識の講義・研究指導、技術指導を実施する。

総合リハビリテーション学部においては、理学療法士協会、作業療法士協会、栄養士会等の関連職能団体の生涯学習研修会等への講師派遣や羽曳野市との連携による糖尿病予防リーダーの育成などにおいて協力する。

- ・大学での研究成果の地域社会への還元やボランティア活動の授業への取り入れなどで、NPOとの連携を図る。

イ 産学官連携の推進

○ プロジェクト研究等の推進

- ・17年度に採択した学内提案公募型産学官共同プロジェクト研究（研究期間：17年度～19年度）について、研究期間終了に伴い完了評価を行うとともに、新規プロジェクト研究の実施に取り組む。
- ・ITや環境、バイオなどの分野について、国プロジェクトに積極的に応募するとともに、デバイスやセンサーの開発など基盤研究の推進を図る。

○ リエゾン活動の推進

- ・産学官連携機構のリエゾンオフィスを一元的窓口として、民間企業等との技術相談、共同研究、受託研究等に取り組む。年間の共同研究件数 240 件及び受託研究件数 140 件を目指す。
- ・学内シーズ及び企業ニーズ調査によるデータベースを運用するとともに、ホームページや技術紹介フェアの開催によるPR活動を実施する。
- ・地域金融機関 10 社との協定により、共同で企業ニーズを把握し技術相談を推進することにより、共同研究や受託研究の増加を目指す。
- ・環境農林水産総合研究所との包括連携協定に基づく連携事業をさらに発展強化するとともに、大阪府立病院機構や大阪府立産業技術総合研究所との緊密な連携体制を確立する。また、堺市との産学官連携協定を包括的な連携協定に発展させ、地域産業の振興や地域課題の解決に貢献するとともに、他の府内自治体との連携についても検討を進める。
- ・学外の技術移転機関である大阪TLO等との連携を図り、知的財産の権利化及びライセンスの推進を図る。

○ 知的財産マネジメント活動

- ・知的財産の特許化、著作権化を推進し、特許出願件数 95 件、特許権取得件数累計 30 件を目指す。また、特許出願に際し、明細書の内製化を推進し、経費の節減及び早期処理を図る。
- ・知的財産や特許のデータベース化を進め、ホームページにより企業等への情報提供を行うとともに、ライセンスの推進を図る。
- ・知的財産マネジメントオフィスにおいて、教職員を対象とした知的財産関連の説明会を年間 20 回程度実施する。

ウ 府政との連携

- ・大学院奨励特別研究費事業への積極的な応募を促進し、府の抱える政策課題に対応した学際的研究プロジェクトの提案に努める。また、府の関係部局との情報交換に努めるとともに、教員の府審議会等への協力など、府政への専門的な知識・経験の活用を進める。
- ・府審議会委員への就任等大学教員の府政への参画、府政経験者や府職員の非常勤講師としての活用など、人事面での連携を推進する。
- ・環境農林水産総合研究所との包括連携協定に基づく連携事業をさらに発展強化するとともに、大阪府立病院機構や大阪府立産業技術総合研究所との緊密な連携体制を確立する。また、堺市との産学官連携協定を包括的な連携協定に発展させ、地域産業の振興や地域課題の解決に貢献するとともに、他の府内自治体との連携についても検討を進める。

② 地域の大学との連携

- ・「大学コンソーシアム大阪」が設置する各種委員会に積極的に参加するとともにコンソーシアムが実施する産業界との連携事業などにも取り組み、関西の経済界との交流、高校との交流、大学の教育・研究等に関して協力・連携強化を図る。
また、教育・研究の一層の進展と地域社会の発展に資するため、「大阪府立大学・大阪市立大学 包括連携に関する協定書」に基づき、大阪市立大学との間で教育・研究活動全般における交流及び連携を図る。
- ・「南大阪大学コンソーシアム」が設置する各種委員会に積極的に参画し、大学相互の連携を深めるとともに、コンソーシアムが実施する公開講座や産業界との連携事業などにも取り組み、地域社会や産業界との連携を強化していく。

(2) 国際交流に関する目標を達成するための措置

- ・国際交流協定の締結や留学生の派遣・受入れ、国際協力活動等の国際交流活動を推進するため、総務課において一元的に対応するとともに、「国際交流会議」で、引き続き国際交流活動充実のための方策等の検討を進める。また、より効果的な事務執行のための学内組織について引き続き検討する。
- ・大阪府や府内自治体と海外姉妹・友好都市提携を結んでいる都市の大学に加え、アジア圏・英語圏に重点を置き、語学研修等を推進し、国際交流を深めていく。
- ・日本学術振興会が実施する研究者招聘等の諸事業も活用し、優れた外国人研究者の受入れを積極的に行う。また、短期使用のゲストルーム 的な宿泊施設として、民間マンションを借り上げ、外国からの受入れ体制の充実に努めるなど、きめ細かな受け入れ体制を整える。
- ・「大阪府立大学在外研究員派遣」等により、若手研究者を中心に海外への派遣に積極的に取り組む。
- ・JICAプロジェクトを通じた環境分野での国際協力を実施する。
- ・海外の大学にとって魅力ある大学となるよう、大学院における Semester 制の活用を図る。

- ・(財)大阪府大学学術振興基金から引き継いだ財産を活用し、学術的国際交流事業等を実施するとともに、国際交流会議において効果的・効率的な事業推進について検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な大学運営に関する目標を達成するための措置

① 全学的な経営戦略の確立

- ・経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事を中心に、外部資金等の自己収入の拡充など財政基盤の安定強化に向け、引き続き全学的視点にたった経営戦略を推進する。
- ・経営担当理事を中心に、中・長期的視点にたった経営方針や財務改善方策を企画する。
- ・教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長（学長）のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分する。また、各教員への基盤研究費の配分にあたっては、新たに理事長が全教員から研究計画を記した申請書の提出を求め、これに基づき配分する制度を導入する。

② 効果的・機動的な運営組織の構築

- ・理事の適切な事務分担及び理事長のリーダーシップのもと、役員会等において役員相互の緊密な連携をはかり、円滑な大学運営を推進する。
- ・総務部に新たに総合調整室（仮称）を設置し、役員支援及び総合調整機能をより一層強化するとともに、広報・国際交流及び危機管理などの窓口一元化を図り、効果的・機動的な業務運営を進める。
- ・部局長連絡会議を開催し、役員と部局長間の相互の意思疎通、運営方針の共有化を図る。

③ 学外の有識者・専門家の登用

- ・民間企業出身の経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事による民間のノウハウを大学経営に生かす。
- ・教育研究会議の学外委員に、大学の教育研究に関し、広くかつ高い見識を有する府内高校関係者、民間企業関係者を登用する。

④ 内部監査機能の充実

- ・大学における監査業務全般を統括するため監査室を新たに設置し、監事の事務補助を行うとともに、内部監査等を実施する。
- ・監査業務に必要な知識・技術の習得を目的とする研修を、専門家の協力を得ながら実施する。

(2) 部局運営に関する目標を達成するための措置

- ・部局長裁量経費の導入などにより、各学部・研究科長等の人事・予算面での権限強化を図る。また、各学部長等のリーダーシップのもと、各学部等の状況に応じて数名の執行体制を構築し、全学方針に基づく機動的な学部等の運営を行う。さらに、教授会の審議事項を精選し、効率的な学部等の運営を図る。
- ・全学的な教育研究組織の長は、それぞれの担当理事が兼ねるなど、機動的かつ全学的な視点からの運営に取り組む。
- ・学生委員会、就職委員会などの全学的な専門委員会を活用し、効率的な運営を促進する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- ・今後の教育研究の充実に向け、他大学の特徴ある新しい取組等について、引き続き情報収集、調査を行うとともに、次期中期計画に向け、「公立大学法人大阪府立大学の将来像の構築に関する検討委員会(H19.10.17 設置)」において、教育研究組織のあり方を検討する。
- ・総合リハビリテーション学研究科（博士後期課程）の平成 21 年度の設置に向け、準備を進める。
- ・兼担教員による科目提供の実施や「21世紀科学研究所」による部局の枠を越えた共同研究の実施など、組織間連携を充実させる。また、産学官連携機構の組織体制について、専任の教職員に加え、関連学部等からの教員の兼務による充実した体制とする。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標を達成するための措置

- ・教育研究など本来の業務に支障のない範囲で、必要に応じて兼職兼業規程の見直しなどの検討を行う。
- ・各学部・研究科等に所属する教員が産学官連携機構の実施するプロジェクト研究に採択された場合、先端科学イノベーションセンター研究室を利用できるようにするとともに、参画しやすい環境整備を各部局で行う。
- ・教育研究に従事する教員の職務の特性を踏まえ、裁量労働制を導入する。
- ・事務職員等の採用にあたっては、業務内容に応じて民間企業経験者や大学勤務経験者を活用することについて引き続き検討し、成案が得られたものから実施する。また、職員の専門性や職務遂行能力を高めるため、職員研修計画を策定し、人材の育成を図る。

(2) 業績評価制度の導入に関する目標を達成するための措置

- ・「大阪府立大学自己点検・評価実施要領」に基づき、教育、研究、社会貢献、大学運営などの多面的な視点による教員活動評価を引き続き実施する。
- ・教職員表彰規程に基づき、優秀な研究成果を上げた教員に対して、表彰を行い、大学ホームページ等により内外に公表する。

- ・17年度に導入した事務職員の人事評価制度について、大阪府の人事評価制度を踏まえつつ、勤務意識の向上や能力の発揮に資するよう制度の運用を図る。
- ・教員の業績評価結果が反映される給与システムについては、国立大学法人等の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める。事務職員については、平成19年度における大阪府立大学職員人事評価制度の評価結果を平成20年度の給与に反映させる。

(3) 公募制の徹底及び任期制の導入に関する目標を達成するための措置

- ・教員の採用は、原則として公募により実施する。また、採用の公正を期すため、全学的な人事組織である人事委員会が採用、選考の事務を行う。
- ・助教及び助手の採用にあたっては、任期付任用とする。また、産学官連携機構におけるプロジェクト研究に必要な教員について、任期制を導入する。
- ・教員の流動性を向上させ教育研究の活性化を図るため、教授を任期付として特別教授と称する制度を導入する。また、講師以上の職階への任期制導入について、引き続き検討を進める。

(4) 教員組織の計画的なスリム化等に関する目標を達成するための措置

- ・計画的・段階的に教員組織のスリム化を図る。(平成19年度計画数に比して概ね10名(法人化前に比して概ね55名)を削減する。)

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・平成17年度に実施した財務会計・人事給与・教務学生業務のシステム化・ネットワーク化により、引き続き効率的な事務執行体制の確立に努めるとともに、学生サービスの向上を目指し、新たにWEB学生サービスセンターによるワンストップサービスを実施する。
- ・分離キャンパス体制で一元的に処理することが適当な業務については、中百舌鳥キャンパス(法人本部)に集約化し、事務の効率化を図る。
- ・給与支給事務など内部管理事務における定型的業務についてアウトソーシングによる事務の効率化を進めるとともに、経営企画・人事部門の強化、総合調整機能の充実、産学官連携の推進など諸課題に対応するため、企画立案業務や専門的業務への人的配置の重点化を図る。
- ・学生サービス業務を向上を効率的に進めるため、WEB学生サービスセンターへの契約職員の活用を図る。
- ・非常勤職員の専門性や事務処理能力を高めるため、特に専門性が必要な業務における人材確保の観点から、雇用期間の延長をさらに図るとともに、人材派遣職員の契約職員化など雇用形態について検討を行う。
- ・業務の必要に応じて非常勤職員の機動的な人員配置を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・各教職員が各種の外部研究資金を獲得できるよう、学内ホームページやメールなどにより、募集情報の周知を図るとともに、産学官連携機構において、学内シーズ及び企業ニーズのデータベースを運用する。また、リエゾンオフィスを通じたマッチング活動を推進するとともに、管理法人方式による受託研究にも取り組む。外部研究資金の獲得額は、法人化前に比して 30%の増加を目指す。
- ・外部研究資金の受入れに際し間接経費を徴収し、この内光熱水費及び消費税を除いた分を産学官連携費として、知的財産管理や産学官連携経費に充当するとともに、産学官連携費を活用した教員のインセンティブ保持方策の実施により、外部研究資金獲得の強化に努める。
- ・既存特許の再評価や特許出願の質の強化、産学官共同プロジェクト研究の推進などを通じ、ロイヤリティ収入の増加を目指す。
- ・外部の研究会議や国際会議の開催など、施設の有効利用について課題整理を行うとともに、また、平成 19 年度に設置した森之宮サテライト教室に加え、新たに中之島にサテライト教室を設置し、公開講座や社会人の院生を対象とした講義を実施する。
- ・学生納付金については、適正な受益者負担などの観点から、引き続き検討を進める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・教員人件費について、平成 21 年度において今年度に比して 1.5%の削減（法人化当初に比して 7.2%の削減）を行えるよう、計画的・段階的な教員組織のスリム化を図る。
- ・事務職員等の人件費及び管理的経費（新規事業分を除く）について、平成 21 年度に今年度に比して 1 %の削減（法人化当初に比して 4 %の削減）を行うため、以下の取り組みを推進する。
 - より効率的な事務執行体制を確立するため、非常勤講師委嘱事務手続の簡素化を図るとともに、引き続き人材派遣サービスの活用や契約職員等の導入を図る。
 - 財務会計、人事給与事務などのシステムの次期リプレイスに向け、さらなる発生源入力、電子決裁化やペーパーレス化について検討する。
 - より効果的で効率的な業務体制とするため、給与計算事務や施設管理業務の一部のアウトソーシング化や定型的な業務に人材派遣サービスの活用を図る。
 - キャンパス共通の事務用品などについて、統一単価契約による購入の拡大を図るとともに、共通物品(事務消耗品)の在庫管理方法の改善を進める。また、コスト削減の観点から、委託契約等の一括契約や複数年契約の拡大について検討する。

○キャンパスプランに基づき現在実施している学舎整備や耐震2次診断結果に合わせて、施設・環境委員会「施設マネジメント部会」において、既存施設の共同利用や共同活用を推進する。

また、産学官連携機構先端科学イノベーションセンターの一部を学部・研究科間の共同利用や産学官共同研究に利用するなど引き続き有効活用を図るとともに、高額で大型の研究用機器のデータベースを活用したインフラ共同利用、共同活用策を検討する。

○新たに策定した省エネルギー・光熱水費抑制推進計画に基づき、削減目標の設定やインセンティブ付与による取組みの活性化など全学的な取組みに努める。また、学舎の新築・リニューアル改修や設備機器等の更新において、省エネ、省資源に配慮した施設計画をたてる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・資産の運用計画を策定し、コスト管理、分析を行う。
- ・固定資産の最適利用や外部利用について、他大学の調査を踏まえ、対象とする施設、利用条件等を整理する。特に、外部の研究会議や国際会議の開催など、有効利用について課題整理を行う。
- ・支払準備金を除いた余裕資金について、地方独立行政法人法第43条に規定する有価証券等で運用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・「大阪府立大学自己点検・評価実施要領」に基づき、部局及び全学単位で自己点検・評価を実施し、その結果をまとめるとともに、改善を要する事項について対応策を検討する。
- ・教育・研究のみならず、社会貢献や大学運営などに関する自己点検・評価を実施し、その結果をまとめるとともに、改善を要する事項について対応策を検討する。
- ・平成21年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受けることとし、その準備を進める。
- ・自己点検・評価の結果をホームページで公表し、学生や府民等から多様な意見を聴取する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・大阪府府政情報センターとの連携のもと、法人文書等の情報公開を推進する。また、全学組織として情報公開審査委員会において、適切な情報公開を推進する。
- ・総務課において全学組織である「広報会議」を運営し、年間広報計画の策定・実施など、戦略的広報に努める。

- ・ホームページ、冊子、マスコミ等を通じて、大学情報を広く公開・公表し、より一層の情報発信に努める。ホームページの適宜更新や全学広報誌「OPU」のVOL3を刊行し、全国的に発信するとともに、本学の魅力や存在感を内外にアピールするための方策を検討する。
- ・教育研究等にかかる教員活動データの学内での一層の活用を図るとともに、広報と情報セキュリティの観点から効率・効果的かつ安全な学外への情報発信の手法を検討し、実施する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○ 総合的なキャンパスプランに基づく学舎整備

- ・キャンパスプランに基づき、りんくう・中百舌鳥両キャンパスにおける教育・研究環境の整備を進めるとともに、今後の学舎整備については、耐震2次診断の結果を見たうえで、再検討を行う。

○ 整備に係る諸課題への対応

- ・キャンパスプランに基づき現在実施している学舎整備や耐震2次診断結果に合わせて、施設・環境委員会「施設マネジメント部会」において、既存施設の共同利用や共同活用を推進する。
また、産学官連携機構先端科学イノベーションセンターの一部を学部・研究科間の共同利用や産学官共同研究に利用するなど引き続き有効活用を図る。
- ・高額で大型の研究用機器のデータベースを活用したインフラの共同利用、共同活用に係るルールについて、引き続き検討する。
- ・学舎整備にあたっては、整備着手前に費用対効果の精査を行い、効果的・効率的な手法により実施する。
- ・学舎整備に際しては、民間活力を最大限活用しながら、コスト削減と資金需要の平準化を図る。
- ・新たに策定した省エネルギー・光熱水費抑制推進計画に基づき、削減目標の設定やインセンティブ付与による取組みの活性化など全学的な取組みに努める。また、学舎の新築・リニューアル改修や設備機器等の更新において、省エネ、省資源に配慮した施設整備を行う。

○ 施設等の機能保全・維持管理

- ・施設整備と維持管理に一体的に取り組み、屋内外環境や施設設備の適切な機能保全・維持管理と、学内関係者に対する啓発活動に努める。
- ・屋内外環境や施設設備について点検・評価を行い、緊急性、安全性等の観点から適切に機能保全や維持管理を行う。

2 安全衛生管理等に関する目標を達成するための措置

- ・安全衛生協議会が中心となり、各キャンパスの安全衛生委員会と連携を図りつつ、全学的な安全衛生管理を推進する。
- ・安全衛生管理の観点から事故の未然防止のため、安全衛生週間などの機会を捉え、定期的に、教職員・学生を対象とした学内研修を実施するとともに、計画的な安全衛生管理を進める。
- ・実験室等の安全点検については、衛生管理者による職場巡視を実施するとともに、「安全衛生管理チェックシート」（平成 18 年度作成）の活用など、教職員による自主点検活動を促進する。
薬物及び劇物等の化学薬品の管理については、「化学物質安全管理支援システム」の適切な運用に努める。
- ・取扱いにあたって特に注意すべき機械・器具については、関係部局の作業マニュアルにもとづき、適正な安全管理措置がなされるよう、啓発活動に取り組む。
危険物の取扱いについては、引き続き、管理体制の問題点の整理・検討を行うとともに啓発活動に取り組む。
- ・総務課において、危機管理対応指針に基づき、関連機関との連携強化や学内緊急連絡体制の整備などの危機管理業務を行う。
- ・生命科学研究における安全管理、とりわけ動物実験・病原体等に係る安全管理について、分野別の全学的な委員会組織として、「動物実験委員会」「バイオリスク管理委員会」を設置するとともに、安全管理に関する基準や対応方針を定める。

3 人権に関する目標を達成するための措置

- ・全教職員に対し、定期的に人権に関する研修会を実施する。
- ・平成 18 年度に策定したハラスメント防止対策ガイドラインの適切な運用を図る。
- ・大阪府個人情報保護条例の実施機関として、個人情報の適切な管理運営に努めるとともに、個人情報の管理状況について監査を実施する。
- ・生命科学や保健医療科学分野における研究倫理の基準や対応方針について引き続き検討を進め、基準や方針を設定する。

VI 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 別紙

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 32 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

Ⅹ 地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）で定める事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・ 総合教育研究機構棟新築整備	総額 6 2 7	施設整備費補助金（473） 運営費交付金（154）
・ 三大学統合に伴う緊急整備		
・ 工学部物質系棟移転関連整備		
・ 生命環境科学研究科棟新築整備		
・ 特別高圧変電施設新築整備		
・ 女子大移転関連整備		
・ A14 棟改修工事		
・ 小規模改修		

2 人事に関する計画

教育研究活動の活性化に資する適正な人事制度の運用を図るとともに、質の高い教育研究機能を保持しつつ、計画的・段階的な教員組織のスリム化を進める。

また、教育研究支援の向上に資する観点からの事務の効率化・簡素化に取り組み、事務職員等の適正配置に努める。

＜参考＞（常勤教職員数） 1, 0 2 7 人（役員を除く）

予算（人件費の見積りを含む）

平成20年度 予算	(単位：百万円)
区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,723
(大阪府暫定予算額)	(3,710)
(8月以降の所要額)	(8,013)
施設整備費補助金	473
(大阪府暫定予算額)	(29)
(8月以降の所要額)	(444)
補助金等収入	80
自己収入	5,243
授業料及び入学金検定料収入	5,017
財産処分収入	0
雑収入	226
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,192
目的積立金取崩	200
計	18,911
支出	
業務費	17,012
教育研究経費	14,225
一般管理費	2,787
施設整備費	627
補助金等	80
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,192
計	18,911

[人件費の見積り]

総額 11,046百万円を支出する。(退職手当は除く。)

() 書きは、大阪府が7月までの暫定予算による予算編成となったため、暫定予算措置額を記載。本格予算が成立した時点において、補正予算が措置される予定である。

収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	18,338
業務費	17,068
教育研究経費	4,206
受託研究費等	780
役員人件費	150
教員人件費	9,458
職員人件費	2,474
一般管理費	637
財務費用	121
雑損	0
減価償却費	512
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	18,303
運営費交付金	11,723
授業料収益	3,602
入学金収益	743
検定料収益	231
受託研究等収益	780
補助金等収益	74
寄附金収益	151
施設費収益	59
財務収益	0
雑益	428
資産見返運営費交付金等戻入	49
資産見返補助金等戻入	7
資産見返寄附金戻入	112
資産見返物品受贈額戻入	344
臨時利益	0
純利益	△35
目的積立金取崩益	35
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費及び研究費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託研究収益及び共同研究収益を含む。

資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	22,058
業務活動による支出	16,820
投資活動による支出	1,141
財務活動による支出	950
翌年度への繰越金	3,147
資金収入	22,058
業務活動による収入	18,237
運営費交付金による収入	11,723
授業料及び入学金検定料による収入	5,017
受託研究等収入	780
補助金等収入	80
寄附金収入	210
その他の収入	427
投資活動による収入	474
施設費による収入	474
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	3,347

別表（学生収容定員）

（単位：人）

大阪府立大学			旧 大 学（公立大学法人大阪府立大学定款附則第2項の規定により設置した大学）																	
			大阪府立大学			大阪女子大学			大阪府立看護大学			大阪府立看護大学 医療技術短期大学部								
工学部	1,740		農学部 (獣医学科)	80																
生命環境 科学部	660																			
理学部	500																			
経済学部	1,000																			
人間社会 学 部	820																			
看護学部	510																			
総合リハビリ テーション学部	305																			
工学研究科	540	前期	342																	
		後期	198																	
生命環境 科学研究科	258	前期	140																	
		後期	66																	
		博士	52																	
理学系 研究科	136	前期	100																	
		後期	36																	
経済学 研究科	114	前期	90																	
		後期	24																	
人間社会学 研究科	110	前期	80																	
		後期	30																	
看護学 研究科	55	前期	40																	
		後期	15																	
総合リハビリ テーション学 研究科	30	修士	30																	

平成
20
年度

※「前期」は「博士前期課程」、「後期」は「博士後期課程」、「博士」は「博士課程」の略。

※ 研究科の博士前期課程等の定員数は、内数。